

第 27 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 1 0 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 90 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 91 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 92 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 93 号	農用地利用集積計画の決定について
5、事務局	事務局長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	6 番 鍵谷 道隆 委員、7 番 山口 由美子 委員
7、欠席委員	1 番 青木 友誉 委員、3 番 鍵谷 正 委員
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 27 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、1 番 青木 友誉 委員、3 番 鍵谷 正 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、6 番 鍵谷 道隆 委員、7 番 山口 由美子 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

<p>12 番 田中委員</p>	<p>1 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p> <p>12 番 田中です。1 号事案の説明をします。 事務局より朗読のありました事項については省略します。資料 5-1 をご覧ください。 申請地の場所は大庭交差点より北へ 300m ほどのところ。県道 83 号線と、あゆみ館に向かっていく道路の交差点の北西の地点です。 転用の目的はプラント設備の設置及び使用です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。 令和 4 年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の第 7-2 期防災工事の一環として、御嵩町中地区の大庭・長瀬・大庭台地区をはじめとする亜炭鉱充填工事が始まります。充填剤として粘土スラリーを使用しますが、その粘土スラリーを製造するためにプラントが必要になります。プラントを設置・運搬するだけの広さがあり、工事個所にアクセスしやすい本申請農地をプラントとして使用したいと考えています。というものです。 転用の期間は許可日より令和 5 年 12 月 31 日までの一時転用の申請です。 現地の状況ですが、東側は小道を挟んで河川、西側は水路、南側は道路、北側は道路及び賃貸人とは別名義の農地です。雨水は申請地内の東側にたまるようにして、ポンプにて東側河川(真名田川)へ流す計画です。プラントに使用した結果生じる排水については手洗水と共に水槽に溜め再度利用します。工事完了後に残った排水は産業廃棄物として搬出処理する予定です。 書類については、許可申請書、土地の登記事項証明書、公図の写し、位置図、排水計画図、プラントの配置図、申請地付近の住宅地図、誓約書、〇〇建設さんの登記事項証明書、定款、農地復元誓約書、工事工程表、土地所有者との契約書、隣地承諾書、水利組合同意書、代替地検討資料を確認しました。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については 9 月 29 日、現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑ないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の一団の規模の農地の区域内の農地であるため、第 1 種農地に位置付けられます。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、13番石渡和美委員説明願います。</p>
<p>13番石渡委員</p>	<p>13番石渡です。5条2号事案の説明をさせていただきます。事務局から朗読のあった箇所については省略します。</p> <p>申請地はパチンコウィング御嵩店より北へ50mほどのところ です。</p> <p>転用の目的は材料製造プラント設置のため。権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、御嵩町亜炭鉱廃坑の充填工事に伴い申請地を充填材料製造プラント資設として一時転用して借り受けたいとのこと、契約の内容として種類は賃貸借権。一時転用時期は許可あり次第、期間は20か月です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要についてですが、申請地は防護柵で囲み騒音対策、粉塵飛散対策を行い近隣住民への配慮に十分心掛けて作業を行います。</p> <p>工事で発生する汚水は30㎡鋼製水槽を設置し残泥水や車両等設備洗い水は常設してあるバキューム車を使用して溜めておき、後に産廃処理業者に大型バキューム車にて搬出運搬し、適切に処理します。雨水については、敷地内に設置した鉄板の隙間から浸透させ、敷設した碎石層20センチと砂層に滞水させますが、大雨の場合は敷地内に水中ポンプを設置し、鋼製水槽に溜めて産廃処理業者に大型バキューム車にて搬出運搬し適切に処理します。また越流対策として、プラント敷地内に土のうを設置しますとのこと。</p> <p>申請地の東側は民家、南側は道路、西側は田、北側は水路です。隣接地に被害を及ぼすことのないよう十分注意しますが、万が一の場合は転用者において賠償します。</p> <p>一時転用用地配置図、断面図、誓約書、残高証明書、履歴事項全部証明書、会社定款、農地復元誓約書、工事工程表、土地賃貸借契約書、隣地承諾書を確認しました。9月21日事前確認を担当者としてしました。よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の規模の農地の区域内の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第91号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4ページをご覧ください。議第91号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第4条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は9ページから18ページまでをご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>12番 田中委員</p>	<p>12番田中です。1号事案の説明をします。</p> <p>事務局より朗読のありました事項については省略します。本事案は7月の総会で審議して頂き、可決していただいたのですが、申請者の一人が資金調達の面で状況が変わり、事業から撤退せざるを得なくなったとのことで取り下げとなり、土地所有者が単独で事業をしたいと言うことで改めての申請です。</p> <p>それでは資料4-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所はVドラッグ御嵩店に隣接した東側です。</p> <p>転用の目的は集合住宅2棟16戸の建設です。</p> <p>転用の事由の詳細は、申請人は高齢となり継続した営農が難しくなっており、許可後集合住宅を建築して家賃収入を得たい、というものです。</p> <p>転用の期間は許可日より永久です。転用の時期は許可後1ヶ月以内に着工し、着工後12ヶ月以内に完成させるとのことです。</p> <p>資金については全額借り入れにて調達するとのこと。</p> <p>その他書類についても確認し、不足している書類は無いと思います。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については9月29日、現地確認により行いました。詳細は以下の通りです。</p>

	<p>申請地の東側は水路、西側は道路、北側は宅地、南東側は田、南西側は道路である。雨水は東側排水路及び西側道路側溝へ放流、雑排水は公共下水道へ放流する。隣地境界沿いにはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。</p> <p>転用に際しては、万全の注意を払いますが、万一、付近の農作物等に被害の及んだ場合には申請者の責任において対処します。というものです。</p> <p>補足しますと、東側の水路敷は貼りコンクリートを施し、雑草の繁茂を防ぐ、西側水路は可変側溝に入れ替え、南西側道路に面した部分には可変側溝を新設するということと、南東側の田の所有者3名の内2名は隣地承諾をいただけたが、1名の方からは6月に引き続き今回もいただけなかったとのことでした。</p> <p>7月の総会時にもご説明させて頂きましたが、ご当人は転用そのものには反対しない、勝手にやって下さい、しかし過去に書類に印鑑を押してひどい目に遭ったことがあるので、いかなる書類にも印鑑を押すつもりはない、というお話でしたので、大変勝手な言い分とは思いますが、今回もお認め頂きますようご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p>
13 番 石渡委員	<p>次に2号事案について、13 番 石渡 和美 委員 説明願います。</p> <p>13 番石渡です。2号事案の説明をさせていただきます。</p> <p>事務局より説明のあった箇所については省略します。</p> <p>申請地は可児・御嵩バイパス尼ヶ池交差点より西へ80mほどのところではあります。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は自己栽培の農産物を販売し収入を得るため。施設の利用期間は許可日より永久機関。</p> <p>施設の概要ですが、棟数は1棟。建築面積は〇〇㎡、所要面積は〇〇㎡。</p>

	<p>資金調達については全額自己負担で行うそうです。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は北側は道、東側は田、南側は道、西側は田です。雨水は浸透枵にて処理し、汚水は下水道に接続します。</p> <p>転用事業にあたり周辺の農地に迷惑がかからないようにする。万が一何かあったら申請人において処理する。</p> <p>工事図面、誓約書、資産確認、隣地同意書、水利組合誓約書同意書を確認しました。</p> <p>9月27日に申請人と事前確認しました。皆さんの審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の一団の規模の農地の区域内の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案につきまして、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第92号農地法第3条第1項の規定により権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。議第92号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>
議 長	<p>別添資料は19ページから27ページまでをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、13番石渡和美委員説明願います。</p>
13番石渡委員	<p>13番石渡です。3条1号事案について説明させていただきます。</p>

	<p>9月24日に推進委員の伊左治さんと事前確認を行いました。場所としては高速のそばでありまして、〇〇〇番〇と〇〇〇番が高速のすぐそばの農地です。そこについては、田んぼへ入るところに残土がある状況でした。草は刈ってありました。</p> <p>前皆さんと回ったかと思いますが、鉄塔のそばのコンバインがずっと置きっぱなしになっていたところですが、ここは草刈りがしておらず24日時点では全然手がつけられた形跡はありませんでした。今朝見にいったところ、半分までは草が刈ってありました。やる気はあると思いますが、対応が遅いかなと思いました。</p> <p>もう一点ですが、申請人の農地の所在地が〇〇〇〇市の〇〇のほうで〇〇〇〇㎡を耕作されているそうですが、今回は〇〇〇〇㎡です。内容としては、稲作を行うということですが、農機具については所有しているのは耕運機一台のみ。ほかについてはリースで行うということです。そのほかに軽トラックは所有してみえるみたいです。〇〇の方の〇〇〇〇㎡の農地がどうなっているか確認していませんが、〇〇〇〇市によるとしっかり耕作しておるそうです。</p> <p>私としてはこれだけの農地を耕作していくのに、農機具がリースではおかしいのではないかなと思います。この点について疑問視していますので、そこを踏まえて報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。委員からの説明が終わりましたので続いて、伊左治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>石渡委員と一緒に確認をした結果、わたしはこれは保留にしたほうが良いと思う。きちっとしてから出してもらおう。以上です。</p>
議 長	<p>いまの点を踏まえて事務局からこの関係につきまして、補足説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>譲り受ける農地と現在所有されている農地の規模や、農機具がリース予定となっており自己所有しているものが少ないことから、他市町村での耕作状況の確認等により判断すべきであると考え、許可については保留にさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>はい。石渡委員、伊左治推進委員、事務局よりこの案件については事実確認を踏まえて保留にしたいというような説明がありました。</p> <p>それでは、いま提案があった件につきまして事務局の補足説明どおり委員からの説明を踏まえて保留にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>委員一同異議なし</p> <p>はい。異議なしの声がありましたので1号事案については保留とします。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>12番 田中委員</p>	<p>12番田中です。1号事案について説明します。</p> <p>事務局より朗読のありました事項については省略します。資料3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は名鉄広見線御嵩駅から西へ約400mのところ です。線路のすぐ北側のところです。</p> <p>9月28日に伊左治推進委員と共に現地を見て参りましたところ、きれいにしてありました。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。</p> <p>譲り渡し人は〇〇県〇〇市に住んでおり、現在申請地で耕作が出来ておりません。譲り受け人は農業を営んでおり、今回新たに自身で農業を行うため申請地を購入します。申請地での耕作、管理については、譲り受け人と共に娘夫婦が行います。という内容です。</p> <p>これは、〇〇〇〇の院長先生と奥さんが休日などに家庭菜園を作るためとのことで、この農地に隣接している住宅も同時に取得したいと言うことでした。しかし、農地を所有されていないので、農業を営んでおられるお父さんの名義で購入することにされた様です。</p> <p>お父さんが〇〇県〇〇〇市在住とのことで、遠方でしたので行政書士に電話で確認したところ、申請書の内容通り、稲作を1町2反ほど作付けしつつ、畑作も1反半ほど耕作されているとのことでした。</p> <p>〇〇院長には私も診察して頂いたこともあり、面識があります。人格者であり、他の患者さんたちからの信頼も厚く、社会的地位の高い方ですので、本申請地を取得された後もきちんと維持管理して行かれることと思います。</p> <p>そういった観点から私は本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、伊左治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>伊左治 推進委員</p>	<p>確認した結果、なにも問題等はないと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>

事務局次長	<p>委員、推進委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は可決します。</p>
事務局	<p>次に議第93号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。議第93号農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。9ページをご覧ください。</p>
議 長	<p>(朗読)</p> <p>別添資料は28ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、奥村 幸美 推進委員 説明願います。</p>
奥村 推進委員	<p>9月25日に鍵谷 正 委員と現地確認を致しました。適切に管理されていきました。</p> <p>借人 ○○さんは過去○○○○の従業員として椎茸栽培の勉強をされていきました。</p> <p>今回、独立し借り地にパイプハウスを建てて椎茸栽培を行うとのことです。</p> <p>農地利用権設定申込書・営農年間計画書・パイプハウス図面を確認しました。</p> <p>わたしは問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>推進委員から説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。</p>

	<p>ます。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
--	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

6 番

7 番
